

平成 25 年度愛媛県公営企業会計決算審査意見書

第 1 審 査 の 概 要

1 審 査 の 対 象

平成 25 年度愛媛県電気事業会計

平成 25 年度愛媛県工業用水道事業会計

平成 25 年度愛媛県病院事業会計

2 審 査 の 方 法

決算審査に当たっては、

- (1) 地方公営企業法等関係法令に基づいて運営がなされているか
- (2) 決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか
- (3) 会計処理は適法な手続により行われているか

などの諸点に主眼を置き、決算諸表、関係諸帳簿及び証書類について調査するとともに、各会計の現状、事業の実施状況、当面する課題等について関係職員から説明を聴取し、さらに定期監査及び例月出納検査の結果も考慮して審査を実施した。

(注) 各事業会計の経営状況、経営成績、剰余金の状況及び財政状態に関する部分は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まない額で記載している。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

平成25年度の各事業会計の決算を審査した結果、決算報告書及び財務諸表の表示は適正であり、事業運営及び会計処理についても、おおむね適正になされているものと認められた。

各事業会計の経営成績は、電気、工業用水道、病院の3事業すべてで純利益を計上している。

このうち、工業用水道事業及び病院事業については、平成21年度に、西条地区工業用水道事業の計画給水量の縮小や、三島病院譲渡に伴う特別損失を計上したことによって多額の純損失となったが、その後4年連続して黒字を確保しており、それぞれで講じた経営健全化策の成果が経営成績に反映されたものと評価できる。

しかしながら、両事業については、なお多額の長期借入金や企業債を抱えているなど依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き経営の合理化、事業運営の効率化に取り組み、経営基盤の一層の安定化を図ることによって、県公営企業の諸事業が公共の福祉の増進に寄与することを期待し、各事業会計に係る決算審査意見を述べる。

2 審査意見

(1) 愛媛県電気事業会計について

当年度は降水量がほぼ平年を上回り、供給電力量が目標の約104%となったことや、発電設備2基が売電単価の高い再生可能エネルギー固定価格買取制度に移行したことから、前年度に比べて4億6,235万円増加となる6億8,483万円の純利益を確保しており、安定した経営がなされている。

しかしながら、現在、国において電力システム改革が進められており、今後、電力小売全面自由化などに伴い、公営電気事業を取り巻く環境が大きく変化し、経営の将来見通しを立てることが難しくなることも懸念されることから、今後ともこうした経営環境の変化に適切に対応しながら、引き続き経営基盤の安定に努められたい。

なお、産業廃棄物を含む塵芥処理作業の委託契約において、産業廃棄物収集運搬及び処分業の許可をもたない業者と契約していた事例、住居手当及び通勤手当において、支給始期の認定誤りの事例があったので、適正な事務処理に努められたい。

(2) 愛媛県工業用水道事業会計について

当年度は、西条地区工業用水道事業の契約給水量が増えたことや、給与費などの費用が減少したこと等により、純利益については、前年度を5,007万円上回る3億4,925万円を計上している。

県下3工業用水道事業のうち、松山・松前地区工業用水道事業については、給水先が大口で給水実績も堅調であり、経営成績は安定している。

今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定している。

しかしながら、実績給水率（契約給水量に対する実績給水量の比率）は上昇傾向にはあるものの、依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度を上回る純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると221億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

ア 今治地区工業用水道事業及び西条地区工業用水道事業における取組課題について

(7) 今治地区工業用水道事業

当年度末の契約給水量は日量54,700 m³で前年度と同量であるが、主な給水先である地元タオル業界の景況不振を背景に、実績給水率は、前年度(41.39%)よりわずかに増えたものの42.51%と低迷しており、このまま推移すれば給水契約の維持が困難となる事態も予想され、そのことによって営業収益の大幅な低下を招くことが懸念される。

このため、引き続き今治市等関係団体・企業と連携し、新たな給水先の開拓や事業運営の合理化・効率化に取り組むとともに、今治市上水道と共同利用している浄水場について、今治市の移転構想も考慮しながら、将来にわたって事業の安定性が確保できるよう対策を検討されたい。

(イ) 西条地区工業用水道事業

当年度末の契約給水量は日量66,985 m³で前年度に比べて40 m³増加しているものの、規模縮小後の計画給水量87,420 m³の76.62%であることから、企業立地等による新たな水需要の開拓に一層努めるとともに、一般会計からの長期借入金156億円の早期返済も視野に入れながら、引き続き事業運営の合理化・効率化に取り組み、経営基盤の安定化に努められたい。

イ 附帯事業（土地造成事業）について

当年度は前年度に続いて売却実績がなく、依然として未処分地約 12 万㎡を有しており、今後とも早期売却等に努められたい。

ウ 営業未収金の適正な管理等について

今治地区及び西条地区工業用水道事業の給水料金に係る未収金については、適正に債権管理を行うとともに、債務者の動向を把握し適期に納入指導を行うなどして早期回収に努められたい。

エ 契約事務等の適正な執行について

随意契約において、検査調書を作成していなかった事例があったほか、設備改良工事において、設計単価を誤っていた事例があったので、適正な事務処理に努められたい。

(3) 愛媛県病院事業会計について

当年度の純利益については、前年度を 17 億 9,757 万円下回る 1 億 3,003 万円を計上しており、前年度（19 億 2,760 万円）は、三島病院の譲渡のほか、新居浜病院及び中央病院の 7 対 1 看護体制や、中央病院の D P C（診断群分類包括評価）制度の導入など、第 3 次財政健全化計画に基づく各種施策の取組により、過去最高の純利益を計上したが、当年度は、中央病院の施設運営に伴う経費、資産減耗費など費用の増加により前年度を大きく下回ったもので、P F I 事業が計画的に進められていることによる。

しかしながら、累積欠損金は 182 億円余にのぼり、一般会計等からの長期借入金 105 億円及び企業債の借入残高 353 億円と合わせ依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の 4 病院が地域の中核病院として県民医療の確保を図りながら、引き続き経営健全化に取り組むことを期待し、以下に当面の主な課題を示す。

ア 医師の確保、診療科の維持について

今治・南宇和・新居浜病院の一部の診療科では医師が不足している。

公立病院の使命である地域医療の確保を図り、かつ、病院事業の一層の経営健全化に資するため、今後とも大学医学部や他の医療機関との連携をより強化するなど、さらなる医師確保の対策を講じ、診療科の維持に努められたい。

イ 看護師の確保について

入院患者に対する看護体制の充実を図るとともに、診療報酬の看護配置基準の引上げによる医業収益への寄与も期待されることから、看護師の配置のあり方や確保について引き続き検討されたい。

ウ 医業未収金等の適正な管理等について

当年度末における個人医業未収金等残高は 約 5 億 4 千万円となっており、前年度に比べて減少しているものの、依然として多額であることから、引き続き未収金の発生防止に努めるとともに、愛媛県債権管理マニュアル（平成 23 年 4 月作成）や、医業未収金管理回収業務を委託している弁護士法人を積極的に活用して、未収金の早期回収及び適正な管理に努められたい。

エ 契約事務等の適正な執行について

業務委託、物品調達等の契約において、契約書に定める業務実施計画書の承認手続きをしていなかったものや、変更計画書を提出させていなかった事例、契約期間満了時の完了確認検査をしていなかった事例のほか、一部の診療材料について、定価を上回る予定価格を設定していた事例が見受けられたので、契約の経済性・公平性・透明性を確保するため、契約事務の適正な執行に努められたい。

また、設備改修工事において、実績数量が契約数量と異なっていたにもかかわらず、変更契約をしていなかった事例、診療報酬を過大調定していた事例、通勤手当において、定期券の認定誤りの事例があったので、適正な事務処理に努められたい。

オ 中央病院の事業運営について

中央病院は、P F I 手法により現在地で建替えることとし、当年度は前年度に引き続き新本院等の建築工事を進めてきたが、平成 25 年 5 月には、旧本院から新本院へ病院機能を移転し、診療を開始したところである。

今後、事業運営において、運営経費の縮減など、同手法の導入目的・効果を十分に発現させ、地域の基幹医療施設として良質な医療の提供に努められたい。

